

研究活動における保有個人情報の取扱いについて

令和 2 年 5 月 8 日
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
総務省行政管理局長
文部科学省研究振興局長

1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。）第 3 条第 1 項、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独個法」という。）第 3 条第 1 項及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「活性化法」という。）第 7 条の規定の趣旨並びに「研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会」（令和元年 11 月 14 日総務省行政管理局長、文部科学省研究振興局長決定により開催）での議論を踏まえて、国の行政機関及び独立行政法人等が、国民の権利利益を適切に保護しつつ、研究（研究開発を含む。以下同じ。）を計画的かつ効果的に実施できるよう、「研究活動における保有個人情報の取扱いについて」を次のとおり定める。

なお、本通知は、研究活動における保有個人情報の取扱いに係る一般的な方針を示すものであり、研究分野の特性を踏まえた特段の取扱いが必要なものについては、関係府省が別途定めることを妨げない。

2 国の行政機関又は独立行政法人等が実施する研究活動における保有個人情報の取扱いについては、下記(1)を基本とする。その場合においては、本人等の権利利益が不当に侵害されないように保有個人情報を適切に管理すべく、内規に下記(2)の内容を記載した上で当該措置を講ずることとする。

(1) 研究活動のための保有個人情報の提供

① 国の行政機関又は独立行政法人等は、他の国の行政機関から、当該他の国の行政機関が実施する研究のために保有個人情報の提供を求められた場合には、行個法第 8 条第 2 項第 3 号又は独個法第 9 条第 2 項第 3 号を根拠として、これを提供することができる。ただし、本人等の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときには、この限りではない。

また、国の行政機関又は独立行政法人等は、他の独立行政法人等から、当該他の独立行政法人等の年度計画（注 1）に活動として位置づけられた研究の実施のために、保有個人情報の提供を求められた場合には、行個法第 8 条第 2 項第 3 号又は独個法第 9 条第 2 項第 3 号を根拠として、これを提供することができる。ただし、本人等の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときには、この限りではない。

② 国の行政機関は、共同研究を他の機関等（民間事業者を含む。以下同じ。）と行う場合には、当該他の機関等に保有個人情報を提供することを、行個法上の利用目的の一つに含めることができる。

また、独立行政法人等は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）若しくは各法人の業務の範囲等を定める個別法に基づいて作成された年度計画（注1）に活動として位置づけられた研究を、他の機関等と共同して行う場合には、当該他の機関等に保有個人情報を提供することを、独個法上の利用目的の一つに含めることができる。

（注1）年度計画には、現状で記載されている研究のまとめりごとなどに、「（注）本研究では他の機関等との共同研究のために、当該機関等に保有個人情報を提供することを予定」と明記することとする。

(2) 保有個人情報の適切な管理のための措置

- ① 共同研究で他の機関等に保有個人情報を提供する場合で、かつ、行個法第11条第1項又は独個法第11条第1項の規定に基づき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている場合には、当該ファイル簿に、1)共同研究で提供する旨、2)共同研究で提供する目的、3)共同研究で提供する保有個人情報の項目、4)共同研究で提供する者の範囲、5)オプトアウト（本人の求めに応じて共同研究での保有個人情報の提供を停止すること）の適用の有無を記載すること（注2）。
- ② 共同研究で他の機関等に保有個人情報を提供する場合には、行政機関の長又は法人の長（行政機関の長又は法人の長の委任を受けた者を含む。以下「長」という。）が承認していること（注3）。
- ③ 共同研究で他の機関等に保有個人情報を提供する場合には、提供先に対して、書面で安全確保のために講ずるべき措置を求めること。
- ④ ③の書面には、1)提供した保有個人情報の暗号化等、2)提供した保有個人情報を利用する者の範囲の明確化、3)二次利用及び第三者提供の禁止（本人同意を得ている場合は除く。）、4)共同研究終了時における廃棄等の方法などについて記載すること。
- ⑤ ③の書面の履行状況について、書面による報告などにより確認すること。

（注2）個人情報ファイル簿を作成・公表することとされていないものについては、①の措置は不要。

個人情報ファイル簿には、原則、個別の研究ごとに記載することとし、「利用目的」の欄に「●●●の目的で共同研究の相手方に提供（詳細は備考欄参照）」と明記するとともに、備考欄に上記①の3)から5)の内容を記載することとする。

令和2年度以降の共同研究で保有個人情報を提供するものから適用することとする。したがって、令和元年度以前の共同研究で既に保有個人情報を提供したものについては、個人情報ファイル簿の修正を行う必要はない。

（注3）長は、当該保有個人情報の提供が(1)①又は②を踏まえた提供であることを確認するとともに、当該保有個人情報の提供により本人等の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、共同研究で保有個人情報を提供することの有用性と比較考慮して、承認の適否を判断することとする。

- 3 総務省行政管理局は、必要に応じて、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）及び文部科学省研究振興局並びに有識者の意見を踏まえ、研究活動における保有個人情報の取扱いに関する見直しの検討を行い、本通知の改正案を作成することとする。

参考 1 : 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

参考 2 : 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号)

第三条 独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

三 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

第十一条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

参考 3 : 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）

第七条 国は、国、地方公共団体、研究開発法人、大学等及び民間事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、科学技術・イノベーション創出の活性化が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。